



平成 28 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 アイダエンジニアリング株式会社  
代表者名 取締役社長 会 田 仁 一  
(コード番号 6118 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 管理本部長  
増 田 健  
(TEL. 042 - 772- 5231 )

## 新株予約権に係る発行登録に関するお知らせ

当社は、平成27年6月25日に実施した新株予約権の発行にかかる発行登録（効力発生日：平成27年7月3日）の1年間の発行予定期間が平成28年7月2日をもって終了することから、その継続を図るため、下記のとおり、本日、当該発行登録を取り下げ、改めて新株予約権の発行について発行登録を行うことを決定し、新株予約権証券の発行登録取下届出書及び発行登録書に関東財務局に提出いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 募集有価証券の種類： 新株予約権証券
2. 発 行 予 定 期 間： 発行登録の効力発生日から2年を経過する日まで  
(平成28年7月6日から平成30年7月5日)
3. 募 集 方 法： 株主への無償割当
4. 発 行 予 定 額： 1億円  
(上記は、新株予約権証券の発行価額の総額（無償）に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額です)

当社は、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます）の維持を決定するとともに、当社株式等の大規模な買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続することを決定しておりましたが、本日開催の第81回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

本対応方針では、当社株式等の大規模買付行為に関するルールを定めておりますが、当該ルールが遵守されなかった場合又は大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと判断され、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により取締役会の権限として認められるものを行って対抗策を講じる可能性があります。本発行登録の更新は、かかる対抗策として考えられる選択肢のひとつとして、必要に応じて機動的に新株予約権証券を発行することを可能とするために行われるものであり、この度、平成 27 年 6 月 25 日に提出した発行登録書による発行登録の有効期間が平成 28 年 7 月 2 日をもって終了するため、当該発行登録を取り下げ、また新たに新株予約権証券の発行について発行登録を行うものです。

なお、本対応方針の詳細につきましては、以下の資料（当社ホームページ）をご参照ください。

平成 28 年 5 月 12 日付当社プレスリリース

「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」

当社ホームページ： <http://www.aida.co.jp>

以 上